意見書第 10 号

少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

学校現場では、不登校や教職員の長時間労働などの課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びの実現と学校の働き方改革を進めるためには、教職員定数の計画的な改善が不可欠である。

給特法等の改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに35人へ引き下げられることとなった。今後は、高等学校における早期実施に加え、きめ細かな教育を可能とする少人数学級の実現が求められる。

また、自治体間の教育条件格差を解消し、全国どこに住む子どもにも一定水準の教育を保障するため、2005年に引き下げられた義務教育費国庫負担率を２分の１へ復元することを含め、教育水準の維持向上の観点から再検討が必要である。

さらに、学校の働き方改革は教育委員会が策定する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき進められるが、地方自治体が計画的に教育行政を推進できるよう、国による財源保障と制度的支援が強く求められる。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が安定的に教育行政を進めることができるよう、下記の措置を講じることを強く要請する。

記

１．高等学校における35人学級を早急に実施し、少人数学級を計画的に実現すること。
２．学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置拡充など、教職員定数改善を推進すること。
３．自治体が国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用を行えるよう、加配定数の削減を行わないこと。
４．新規採用を持続的に確保し、教職員が専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、処遇改善に必要な財政措置を講じること。
５．自治体が実効性ある働き方改革を実行できるよう、業務の外部移行・委託を含む必要な予算措置を講じること。
６.教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月 18 日

延　岡　市　議　会

内閣総理大臣　　文部科学大臣
財　務　大　臣　　衆議院議長
総　務　大　臣　　参議院議長